

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	X線透過装置 修繕	28:理化学機器	(株) 島津アクセス	4,180,000	令和2年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	大阪市中央卸売市場本場東棟北非常用発電設備 修繕	19:産業用機器	(株) カワサキマシンシステムズ	3,696,000	令和2年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリーパック ほか1点 買入	24:通信用機器	富士通Japan(株)	3,352,800	令和2年10月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	令和2年度 住民情報系基幹システムサーバ機器等 増設部品 長期借入	158:情報処理用機器	日立キャピタル(株)	121,650,672	令和2年10月29日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
5	瓜破斎場ほか2カ所電動棺運搬車 修繕	19:産業用機器	(株)宮本工業所	12,760,000	令和2年11月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	令和2年度 分光光度計 ほか3点 修繕	28:理化学機器	(株) 島津アクセス	5,203,000	令和2年11月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
7	はしご車分解整備(その2)	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	20,680,000	令和2年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	新型コロナウイルス感染症患者等搬送車両兼感染症 事業用公用車 買入	35:自動車販売	(株) 関西マツダ	3,949,000	令和2年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
9	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D)(その2) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	6,083,000	令和2年11月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
10	ろ過池覆蓋用パッキン(1) ほか5点 買入	45:その他材料	(株) 前澤エンジニアリングサービス	29,150,000	令和2年11月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	
11	空気呼吸器用面体 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	12,201,750	令和2年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
12	メインストレッチャー(その2) 修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,196,050	令和2年12月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
13	令和2年度税務事務システム内利用AI-OCR機器等 一式(1月~3月分)借入	158:情報処理用機器	NTT・TCリース(株)	6,173,970	令和2年12月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

X線透過装置修繕

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス

3 随意契約理由

X線透過装置は、火災の原因調査における製品鑑識の際に使用する分析機器で、X線をあて焼損した電気製品等の内部状況（配線や電気部品の状態）を破壊することなく観察することができ、出火原因特定のために必要な装置である。

今回は、X線透過装置が過電流の異常を検知したため、X線写真が撮影できない状況となっている。X線透過装置は、各消防署からの分析依頼に迅速に対応しなければならないことから、直ちにX線透過装置を修繕する必要がある。

当局が保有するX線透過装置は株式会社島津製作所が製造したもので、修理点検等に独自の高度かつ専門的な知識技術が必要であり、上記業者は、当該装置に関する据付や修繕、点検等の作業について、株式会社島津製作所から正規の教育と委託を受けた唯一の企業であるため、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局予防部予防課（調査鑑識） （電話番号 06-4393-6496）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟北非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は本場東棟北に設置している非常用発電設備の部品取替え並びに、試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である川崎重工業(株)のみが有している。

また、本修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

川崎重工業(株)は、ガスタービン発電設備のサービス及びメンテナンス業務全般を同社の系列会社である(株)カワサキマシンシステムズに移管しているため、本修繕が施工可能な業者は、(株)カワサキマシンシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7968)

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリーパックほか1点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社富士通マーケティング
- 3 随意契約理由
当局は、無線機を活用することにより災害時の部隊活動を効率的に行い、災害情報収集及び警防活動等の充実強化を図っている。
当該製品は、富士通株式会社製であり、上記業者は消耗品の販売を行う大阪府下唯一の代理店である。
よって、上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 住民情報系基幹システムサーバ機器等増設部品 長期借入

2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

3 随意契約理由

本調達は、平成31年2月7日に契約締結した「住民情報系基幹システムサーバ機器等長期借入」(以下、「本体契約」という)で調達したサーバ機器等にて構築した統合仮想サーバ上の仮想マシンに対し、税務事務システムにおける先端技術活用に係る対応として、必要となるソフトウェア等部品の増設を行うものである。

今回、増設する部品については、本体契約の既設機器を含めた設定・検証等が必要であり、保守についても本体契約と一体的に行うため、本体契約の契約相手方から借入る必要がある。他の事業者から借入を行った場合、安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者より借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T戦略室基盤担当(電話 06-6543-7113)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場ほか2か所電動棺運搬車修繕

2 契約の相手方

株式会社宮本工業所

3 随意契約理由

本案件で修繕を予定している電動棺運搬車は、株式会社宮本工業所が設計を行い、製造メーカーに製造を委託し販売している商品であるため、当該車両の販売及び修繕を行う際には、株式会社宮本工業所の許諾が必要となっている。

また、製造メーカーとの契約において、当該製品の修繕については、設計を行った株式会社宮本工業所が責任施工することとなっている。

よって、当該車両の修繕や機器の調整を行えるのは株式会社宮本工業所のみである。また、長期的に当該車両を正常に機能することを保証させることができるのも同社のみである。

以上の理由から株式会社宮本工業所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） （電話番号 06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 分光光度計 ほか3点 修繕

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、分光光度計、全有機炭素計及びポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計、HS-ガスクロマトグラフ計（株島津製作所製）の部品交換、各部の清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている、株島津アクセス大阪支店が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所豊野分室（電話番号072-825-4710）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（その2）

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

新型コロナウイルス感染症患者等搬送車両兼感染症事業用公用車 買入

2 契約の相手方

株式会社関西マツダ

3 随意契約理由

当初公用車の更新を令和3年度に予定していたところ、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、感染症対策が十分に施された車両により運用する必要があり、現在運用中の車両が貸与期限を迎える令和3年3月上旬までに調達する必要が生じた。

感染症患者等搬送車両の調達にあたって、当局において市場調査を行った結果、現在のところ令和3年3月上旬までに納品可能な事業者は株式会社関西マツダのみであることから、当該事業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D）（その2） 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上必要である以下の6点の性能を有する必要がある。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること
- ・ ディスポ（単回使用）タイプであること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションL T S - Dのみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過池覆蓋用パッキン（1） ほか5点 買入

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

柴島浄水場は、第2回水道拡張事業として大正3年3月に完成し、現在は1系から4系の各浄水処理過程（取水～配水）を備え、その総配水施設能力は約1,180,000m³/日である。

当該パッキンが使用されているろ過池覆蓋は、平成12年3月の高度浄水処理導入に伴い浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用のため設置している。

当局における浄水施設の維持管理上、例年、全ろ過池の定期調査を行っており、その際に3系並びに4系ろ過池の覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られた。ろ過池内は常時高温多湿に加えオゾン雰囲気となっており、これらが原因でパッキンの劣化が進み、従来の目的であるオゾンの気散防止等が困難となるため、当該箇所のパッキンを今回買入するものである。

当該パッキンは、（株）前澤エンジニアリングサービスにて設計施工された3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、（株）前澤エンジニアリング以外の他社製品では適合せず、また当該業者のみが直接販売元である。よって、（株）前澤エンジニアリングサービスと契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 柴島浄水場 維持担当
（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器用面体 買入

2 契約の相手方

真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体（調整器）及び着用者の顔に密着させる面体で構成され、火災現場等の煙が充満し呼吸が困難な環境でもボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器である。

今回調達する空気呼吸器用面体は、空気呼吸器を使用する際に必要となる器具であるが、どのような環境下でも隊員の顔に密着させるためには、長さ調整が可能な首掛け紐が最下部のバックル部分に取り付けられ、すべての締め紐の締め付け調整が可能である必要がある。

以上のことから、当局指定の仕様に適合しており、当局保有の空気呼吸器に装着し正常に使用できる空気呼吸器用面体は、エア・ウォーター防災株式会社製のCX面体OS型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器用面体及びそれに関する消耗品の納入については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー（その2）修繕

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度税務事務システム内利用 AI-OCR 機器等一式（1月～3月分）借入

2 契約の相手方

NTT・TCリース株式会社

3 随意契約理由（選定理由）

【概要】

当該機器等一式は、市税事務所に提出される課税資料（給与支払報告書及び法人市民税申告書など）を AI-OCR を活用してテキストデータ化し、課税業務の効率化を図る目的から、試験運用分として、令和2年3月26日付、入札を執行し、同年5月1日～12月31日にかかる賃貸借契約を同年4月1日付け締結したものである。

本案件は、前記契約により導入した製品（AI inside 社の DX Suite（AI inside Cube）（以下、「DX Suite」という。））3台の、借入期間満了後の賃貸借期間延長に伴う契約である。

【継続して DX Suite を指定する理由】

提出される課税資料を AI-OCR を活用してテキストデータ化するには、多様な帳票への対応や手書き文字について高い読み取り精度を有することが条件となり、条件を満たしたものは同社製の「DX Suite」のみである。

また、前記、原契約により導入した DX Suite は、これまで課税資料等のテキストデータ化を行うため多数の帳票定義データ等を構築しているが、これらの帳票定義データ等については他社製の AI-OCR との汎用性がないため、継続して DX Suite を調達する必要がある。

【入札による調達が行えない理由】

当初の事業計画においては、原契約にかかる賃貸借期間満了日である令和2年12月31日以降、本格運用分として DX Suite 3台の導入にかかる契約手続きを本年10月に行う予定であった。しかし、次期バージョンにかかる製品仕様及び価格等の情報が令和2年11月17日時点においても発表がされていない状況にあり、本格運用にかかる新規発注のための仕様作成及び費用積算等の準備作業ができないため、現時点において次期バージョン機器の発注はできない。

また、DX Suite は製造メーカーである AI inside 社の代理店を通じた賃貸のみの流通となっているなか、AI inside 社の方針により現行製品での賃貸は既存の契約の継続のみに限られているため、現行製品の市場在庫の有無にかかわらず、本案件を入札により発注することはできない。

【随意契約とする理由】

よって、新たな機器調達ができず、現行機器を引き続き借入れる必要があるが、以上のことから、令和3年1月1日から借入が可能な相手方は、現在、現行機器にかかる賃貸借契約を締結している NTT・TCリース株式会社のみである。

4 根拠法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6208-7778）